

第5章 労働争議の調整

1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

本年の取扱件数は新規受付の1件で、組合からのあっせん申請となっており、解決で終結している。

(1) 年次別取扱状況

区分		年	3	4	5	6	7	
取扱件数	前年からの繰越し					1		
	新規申請		1		3	1	1	
	合 計		1		3	2	1	
			うち使用者申請件数					
終結区分別件数	終結	解決	1				1	
		取下げ			1	1		
		打切り（不調）			1	1		
		不開始						
		合 計	1		2	2	1	
	翌年に繰越し				1			

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

年	3	4	5	6	7
大分類					
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業			1		
製造業				1	
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業					
卸売業、小売業					
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業					
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					
教育、学習支援業	1				
医療、福祉			1		1
複合サービス事業			1		
サービス業(他に分類されないもの)					
公務(他に分類されるものを除く)					
分類不能の産業					
合 計	1		3	1	1

(3) 新規取扱事件の企業規模（従業員数）別取扱状況

年	3	4	5	6	7
企業規模					
50人未満			1		
50～100人未満	1		1		
100～200人未満				1	
200～300人未満					
300人以上			1		1
未調査					
合計	1		3	1	1

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

年	3	4	5	6	7
調整事項					
組合承認・組合活動					
協約締結・全面改定					
協約効力・解釈					
賃金	2		4	1	
一時金			1	1	
その他賃金に関する こと	2		1		
退職一時金・年金			1		
解雇手当・休業手当			1		
給与以外					
経営又は人事			1		1
解雇・雇止め			1		1
福利厚生					
団交促進					
事前協議制					
その他			1	1	
合計	2		6	2	1

※ 破線内の数字は、内数である。

※ 令和5年版から国への報告との整合性をとり、調整事項の区分変更を行った。

(5) 調整員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

処理日数 \ 年	3	4	5	6	7
10 日以内					
11～20 日					
21～30 日					
31～40 日					
41～50 日					1
51～60 日			1		
61～70 日					
71～80 日				1	
81 日以上	1		1		
合 計	1		2	1	1
総処理日数	184	—	197	75	44
平均日数	184	—	98	75	44

(6) 事件一覧

番号	事件番号	調整事項	申請者	申請年月日	終結区分	調整回数	処理日数	調整員
				調整員 指名年月日 終結年月日				
1	令和7年 第1号 あっせん	・解雇は無効であるとした、 解決金の支払い 〔解雇・雇止め〕	労	7.8.1	解決	1	44	橋本 鈴木(正) 鈴木(達) 駒場
				7.9.16				
				7.10.29				

※ 処理日数は、調整員を指名した日から終結日までの日数

(7) 事件の概要 (集団)

ア 令和7年第1号あっせん

申請者	労働組合	組合員数 (関係組合員数)	55名 (1名)
業種	医療	従業員数	10,050名
調整事項	・解雇は無効であるとした、解決金の支払い		
申請までの経過	組合員Aは、期間の定めがない労働契約であり、解雇は無効であるとし、組合は団体交渉を実施。使用者は、雇止めが有効であるとの主張を譲らず、労使双方の意見が対立したため、あっせんに申請した。		
当事者の主張	(組合) ・労働契約の内容は、期間の定めがない。 ・組合員の勤務は、欠勤、早退、遅刻がない。他の職員と協働して仕事をするについて困難であると述べた者はいない。また、懲戒処分を受けていない。 (使用者) ・労働契約の内容は、労働条件通知書兼雇用契約書のとおり、期間の定めがある。 ・雇止めが有効な理由は、運営にあたって、他職員と協働して業務を実施すること等が困難だと判断したためである。		
調整状況	7.8.1	申請	
	7.9.16	あっせん員指名	
	7.10.29	第1回あっせん・解決	
調整結果	労働契約が無期雇用か有期雇用であるかについて、労使間の認識が大きく異なっていた。 解決金の額に開きがあったが、あっせん員が額の譲歩を求めて調整した結果、労使双方が合意したため、協定書を締結し、本件争議は解決した。		
終結区分	解決	処理日数	44